

令和元年度 安全衛生に係る岡山労働局長表彰が行われました！



向かって右から 岡山労働局長、【受賞者：田之村眞一氏、株式会社アドバネット 米倉工場、ヤンマーエネルギーシステム製造株式会社】、岡山監督署長

令和元年7月4日、イオンモール岡山内の「おかやま未来ホール」において岡山労働局長表彰式がとりおこなわれ、岡山県内の安全衛生に関する水準が良好でその取組みが他の模範である事業場及び、長年にわたり地域又は団体等の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対し、岡山労働局長が表彰を行いました。

岡山監督署においては管内の下記2事業場及び1個人が受賞されました。（敬称略、順不同）

【奨励賞（安全確保対策）】

株式会社アドバネット 米倉工場
岡山市南区米倉 134-1

【奨励賞（安全確保対策）】

ヤンマーエネルギーシステム製造株式会社
岡山市東区西大寺新地 383-2

【安全衛生推進賞】

たのむらむら しんいち
田之村 眞一
玉野地区機械金属災害防止協議会 会長
(所属事業場：株式会社タノムラ 代表取締役)



労働災害の防止については労使が一体となって日々の安全衛生活動を継続的かつ強力に推進することが何よりも重要です。「たまたま無災害が続いている」というのは多くの場合、長続きしません。「積極的な安全衛生活動によって危険性・有害性の芽を摘み、その結果として無災害記録を達成する」ことを目標に据えて継続的に取り組みましょう。

働き方改革の説明会を定期的に行っています

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための法的措置が講じられています。

このうち、長時間労働は正・休暇取得・健康管理などに関連しては、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正内容（主な事項は平成31年4月1日施行）について適切に対応いただくことが重要です。

岡山監督署においては、同改正法をはじめとした説明会を定期的に行っています。なお、説明会のご案内は、当署から直接通知させていただくこともありますが、通知がされていない事業者様におかれましても会場の空き状況などによっては参加が可能となっておりますので、日程や会場等について下記担当部署へお問い合わせください。労務担当者の皆さまの積極的なご参加をお願いします。

担当：岡山監督署 第四方面（電話：086-225-0591）



2020年4月1日から中小零細企業においても時間外労働の上限規制が導入されます。



労働条件・賃金・労働時間等の問い合わせは
労働者の安全と健康確保の問い合わせは
労災保険・労働保険等の問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面（086-225-0591）
安全衛生課（086-225-0592）
労災課（086-225-0593）
総合労働相談コーナー（086-283-4540）



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

建設業災害防止団体と現場をパトロールしました！

高温多湿になる夏季は集中力が低下し、高所からの墜落災害や建設機械による災害等が発生しやすくなります。また、時には重篤な事態にまで至る可能性のある「熱中症」が一番発生しやすい環境下でもあります。

7月18日、岡山監督署は「建設業労働災害防止協会岡山県支部（建災防）」と岡山県内の建設会社から選出された建災防の安全指導者チーム「岡山地区安全指導者協議会」のメンバーと合同で建設現場の安全パトロールを実施しました。



パトロールは4箇所の建設現場を2班に分かれて行いました。

このパトロールには岡山監督署長も参加し、工事事務所において総合的な安全衛生管理状況、リスクアセスメントやKY活動の実施状況を確認した上、現場において足場からの墜落防止措置状況、型枠支保工の設置状況、熱中症対策の実施状況などを詳しく確認しました。

また、働き方改革の推進に関して、現在建設業に猶予されている時間外労働の上限規制についてもこの猶予期間内にしっかりと労働時間対策を進めていただようお願いしました。深刻な人手不足の建設業界ですが、行政の各種支援制度なども有効活用しながら、魅力ある職場づくりにご尽力いただきたいと思います。



～岡山地区安全指導者協議会のご紹介～

岡山県南の建設会社から選出された安全衛生担当者で構成された建災防の安全衛生指導に特化した集団です。

毎月様々な建設現場を巡回し、時には厳しい指摘も行いながら、岡山県内の建設業における労働災害を撲滅すべく活動をしています。



労働災害発生状況

2019年発生件数と前年同時期比較（死亡7/22速報値、休業6/30速報値）

業種	2019年		2018年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	0	85	2	82	2	3
金属製品	0	19	0	14	0	5
機械器具	0	9	1	14	1	5
化学工業	0	10	0	12	0	2
食料品	0	26	0	24	0	2
その他	0	21	1	18	1	3
建設業	0	40	1	37	1	3
運輸交通業	0	59	0	71	0	12
旅客	0	9	0	7	0	2
道路貨物	0	50	0	64	0	14
第三次産業	1	137	2	150	1	13
商業	0	41	0	46	0	5
保健衛生	0	35	0	34	0	1
接客娯楽	0	17	0	25	0	8
その他	1	44	2	45	1	1
その他の業種	0	13	0	11	0	2
全産業	1	334	5	351	4	17

「休業」は休業4日以上の災害

高性能のフルハーネス型墜落制止用器具への買換えを支援します!!

既存不適合機械等更新支援補助金(以下「間接補助金」)事業は、既存の安全帯を所有する方に対して、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の基準を超える高水準の安全性を備えたフルハーネス型墜落制止用器具へ更新するための買換えに要する経費の一部を間接補助金として交付するものです。

間接補助金に係るご相談や申請等は、厚生労働省の委託先である下記までお問い合わせください。

建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター

〒108-0014

東京都港区芝5-14-13 アセント三田ビル5階

TEL 03-6275-1085

FAX 03-6275-1089



競争的に交付が決定されます
建設業以外の業種も対象です

働き方改革、ご不明なことがあればお気軽にご相談ください！



岡山監督署には日々、労基法の改正に係る質問が寄せられます。その中で特に多く寄せられる質問をご紹介します。

Q1) 平成31年4月1日より改正法が施行されましたが、36協定は再締結する必要がありますか。有給休暇は4月1日の時点で付与しているものも対象ですか。

A1) 経過措置がありますので、改正以降に締結する36協定、付与する有給休暇が対象です。

Q2) 違反した場合は直ちに罰則が科せられますか。

A2) 監督署が行う行政指導では、原則としてその是正に向けて丁寧に指導し、改善を図っていただくこととしています。

その他さまざまな質問がなされますが、監督署には相談窓口を設置していますので、お気軽にご相談ください。

第四方面主任監督官 米村 友佑